

総合特別区域基本方針の一部変更について

【令和8年4月3日 閣議決定】

- 「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）を踏まえ、国際戦略総合特区に係る課税の特例措置の期限について変更を行い、併せて別表2及び別表3について所要の変更を行う。

1. 国際戦略総合特区における課税の特例措置の延長

- 国際戦略総合特別区域において国際競争力の強化に資する事業（対象分野：「環境保全」、「高度な医療」、「高度な産業技術」）の事業主体である法人が機械等を取得した場合の法人税の特別償却又は税額控除について、適用期限を2年間（令和10年3月31日まで）延長。

| | 対象資産 | 措置の内容 |
|------|------------------|-------|
| 特別償却 | 機械・装置、開発研究用器具・備品 | 30% |
| | 建物及びその附属設備並びに構築物 | 15% |
| 税額控除 | 機械・装置、開発研究用器具・備品 | 8% |
| | 建物及びその附属設備並びに構築物 | 4% |

2. 別表2及び別表3の変更

- 地域活性化総合特別区域における規制の特例措置で、全国展開（交通空白地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業）及び構造改革特区へ移管（地域活性化総合特別区域ガス融通事業）予定の内容について、別表2及び別表3を改正する。